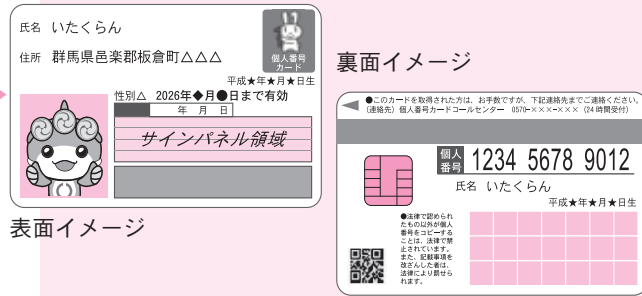


## 個人番号カードと住民基本台帳カード

### 【個人番号カード】



表面イメージ

裏面イメージ

個人番号カードは、ICチップのついたカードの表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が掲載され、裏面にマイナンバーが記載されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子申請が行える電子証明書が搭載されています。

10月以降届く通知カードといっしょに送付される交付申請書を郵送し、平成28年1月以降無料で取得できます(電子証明書代含む)。個人番号カードの受け取りの際、引き換えに通知カードを窓口で返納することになります。

個人番号カードの有効期限は、20歳以上のかたは10年、20歳未満のかたは5年です。

通知カードと同様に紛失した場合、再交付を受けるためには手数料が必要になります。また、通知カードと同様に引っ越しなどで住所が変わるときは、住所変更の手続きが必要となります。

### 【住民基本台帳カード】

平成28年1月以降、個人番号カードが交付されるため、住民基本台帳カード(住基カード)は、12月で交付が終了となります。すでに住基カードをお持ちのかたは、有効期限まで利用できますが、住基カード向けの電子証明書の発行は12月22日までとなります。住基カードをお持ちのかたが個人番号カードの交付を受ける際は、個人番号カードと住基カードの両方を持つことができませんので、通知カードと住基カードの2つを返納することになります。

## マイナンバーはいつ使うの？ 社会保障・税・災害対策の 手続きでマイナンバーを使います

社会保障・税・災害対策に関する手続きをする際の申請書などにマイナンバーの記載が必要になります。

### ●社会保障関係

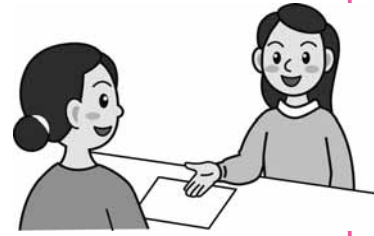
年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険、生活保護、児童手当、公営住宅の入居申請など。

### ●税務関係

確定申告書、給与支払報告書など

### ●災害対策

防災・災害対策に関する事務、被災者台帳の作成など



### 個人情報の管理は安全なの？

マイナンバー制度面の保護措置として、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則は従来より重くなっています。システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年

金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。このように個人情報の保護に関して、さまざまな措置を講じています。

- コールセンター
- 057012010178
- 戸籍年金係
- 内線231

10月から番号を通知  
手続きでの利用開始は  
来年の1月からです！



←マイナンバー  
キャラクター  
「マイナちゃん」

1 わあ  
人た  
にた  
1し  
つもに  
も

# マイナンバー制度

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有する全てのかた1人につき1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同じ人のものであることを確認するために活用されるものです。10月以降、皆さんに12桁のマイナンバーが「通知カード」により通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。

## マイナンバーが導入されると

情報の連携が  
スムーズになって  
もっと暮らしが  
便利になります！



マイナンバー制度が始まると、行政のさまざまな機関で管理している情報の連携がスムーズになって、つぎのようなメリットがあります。

### ●利便性が向上します

年金や福祉などの申請をするときに必要な住民票の写しや課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

### ●行政手続きが早くなります

行政機関内での作業が省略され、手続きがスムーズになります。給付金や福祉などの申請をするときに必要だった住民票の写しや課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

### ●公正公平な社会を実現します

行政機関が所得や他の行政サービス受給状況などを把握しやすくなり、適正・公平な課税につながります。また、税金の未払いや年金などの不正受給の問題を解決します。

## マイナンバー 導入の流れ

### 通知カード送付

通知カード												
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
氏名	板倉 太郎											
住所	板倉町大字板倉〇-△ 平成27年8月1日 生											
性別	男											

↑通知カード(イメージ)

通知カードとは、個人番号の通知カードのことです。割り振られた12桁の個人番号をお知らせする紙製のカードです。10月以降皆さんに郵送されます。通知カードには、個人番号のほかに氏名、住所、生年月日、性別が記載されており、顔写真は掲載されません。通知カードは10月以降に転入・転出・転居などの手続きをする際に必要になります。また、通知カードは平成28年1月以降、個人番号カードを取得する際必要となります。紛失した場合、再交付をうけるためには手数料が必要になります。

### 平成28年1月

### マイナンバー利用

社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーの利用を開始します。また、申請者に個人番号カードを交付します。

### 平成29年1月

### マイナポータル開設

マイナポータルとは、行政機関がマイナンバー(個人番号)の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分への必要なお知らせ情報などを、自宅のパソコンなどから確認できるサイトのことです。マイナポータルは平成29年1月に運用開始されます。

